

## よくあるお問い合わせ

### 【サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について】

	Q	A
1	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になるには、どの研修を受講すればよいか	<p>サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になるためには、令和4年度から、基本的に次の①～③を全て満たす必要があります。</p> <p>① <u>サービス管理責任者等基礎研修（以下「基礎研修」という。）と、相談支援従事者研修（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者向け研修）（以下「サビ管・児発管向け研修」という。）を受講</u></p> <p>② <u>①の研修修了の翌日以降に、2年以上相談支援又は直接支援業務に従事</u></p> <p>③ <u>②を満たした後、サービス管理責任者等実践研修（以下「実践研修」という。）を受講</u></p> <p>※サービス管理責任者を配置済み（兼務を含む）の事業所において、2人目として配置される場合は、①修了後から「個別支援計画原案」の作成が可能</p>
2	<p>平成30年度までに旧体系の研修（分野別研修）を受講し、サービス管理責任者として配置されている場合の取扱いは</p> <p>平成31年度～令和3年度に、実務要件を満たし「基礎研修」を受講済みの場合の取扱いは</p>	<p>① <u>令和6年3月までは、引き続きサービス管理責任者として従事することが可能です。</u></p> <p>② <u>令和6年4月以降も引き続き従事するためには、令和6年3月までに、サービス管理責任者等更新研修（以下「更新研修」という。）を受講してください。</u></p> <p>③ 「更新研修」を受講せずに資格が停止となった方は、「実践研修」を受講することで、再びサービス管理責任者として従事することが可能になります。</p> <p>① <u>「基礎研修」修了後3年間までサービス管理責任者として従事することが可能です。</u></p> <p>② <u>4年目以降もサービス管理責任者として従事するためには、「基礎研修」修了後、3年以内に2年以上の相談支援又は直接支援の業務に従事した上で「実践研修」を受講する必要があります。</u></p> <p>③ 「基礎研修」修了後、要件を満たせず資格が停止となった方は、要件を満たした後に「実践研修」を受講することで、再びサービス管理責任者として従事することが可能になります。</p>
3	研修の申込みはどうすればよいか	<p>各研修事業者に直接申込みを行ってください。申込方法は、各研修事業者のホームページに掲載されています。</p> <p>&lt;特定非営利活動法人北海道地域ケアマネジメントネットワーク&gt;  <a href="http://www3.rainbow.ne.jp/~hcm-net/">http://www3.rainbow.ne.jp/~hcm-net/</a></p> <p>&lt;特定非営利活動法人きなはれ&gt;  <a href="http://kinahare.net/">http://kinahare.net/</a></p> <p>&lt;一般社団法人北海道セーフティネット協議会&gt;  <a href="https://hk-safetynet.org/">https://hk-safetynet.org/</a></p>

4	研修の申込みにおいて実務経験証明書等の提出は必要か	基本的に実務経験証明書等の提出を求めるものではありません。 研修の申込みについては、各研修事業者が定める募集要領に記載されている申込方法をご参照ください。
5	研修の受講要件について確認したい。	次の要件に当てはまる方であるほか、各研修事業者の募集要領に定める要件に該当する方が受講の対象となります。 なお、応募者多数の場合は、各研修事業者において選考となります。 ＜基礎研修／サビ管・児発管向け研修＞ 実務経験を満たした者。ただし、厚生労働省が示した配置基準の緩和により、必要な実務経験から2年差し引いての受講が可能。 ＜実践研修＞ 「基礎研修」及び「サビ管・児発管向け研修」修了後、2年以上相談支援又は直接支援の業務に従事している者。 ＜更新研修＞ 平成30年度までに旧体系の研修を受講し、サービス管理責任者として配置されている者。 「実践研修」又は「更新研修」受講の翌年から5年以内の者。
6	サービス管理責任者／児童発達支援管理責任者になるための実務経験について確認したい	事業所の指定権者（事業所の所在地が札幌市、旭川市、函館市の場合は各市役所、これ以外は北海道の各振興局）にお問い合わせください。連絡先は、北海道のホームページ又は各研修の募集要領に記載されています。
7	「基礎研修」と「サビ管・児発管向け研修」は、どちらを先に受講したら良いか。	順番はありませんので、御都合の合う研修から受講してください。 なお、この2つの研修のうち、後に受講した研修の修了年月日の翌日が、実践研修の受講要件となる実務経験（2年間の相談支援又は直接支援）の起算日となります。
8	「相談支援従事者初任者研修」を受講済みの場合、「サビ管・児発管向け研修」の受講は必要か。	「サビ管・児発管向け研修」は、「相談支援従事者初任者研修」のうちサービス管理責任者等に必要な講義部分のみの内容で開催している研修であることから、「相談支援従事者初任者研修」受講済みの場合は、改めて「サビ管・児発管向け研修」を受ける必要はありません。 ただし、これから受講する方は「相談支援従事者初任者研修」は相談支援従事者を目指す方のための研修であるため、サービス管理責任者等を目指す方は「サビ管・児発管向け研修」を受講してください。
9	「更新研修」の更新時期の考え方について知りたい。	更新時期は、「実務者研修」又は初回の「更新研修」修了の翌年から5年ごとです。 例えば、令和4年度に修了した方は、令和5～9年度中に1回、令和10～14年度中に1回・・・「更新研修」の受講が必要です。 <u>5年間のうち何年目に「更新研修」を受講するかによって更新後の資格の有効期間が変わることはありません。</u> 上記の例であれば、有効期間が令和9年度までの場合、「更新研修」の受講時期は、令和6年度であっても、令和8年度であっても、更新後の有効期間は令和10～14年度となります。